

豊岡市議会政務活動費の使途に関する要領

平成 17 年 4 月 12 日制定
平成 22 年 6 月 29 日改正
平成 25 年 3 月 1 日改正
平成 27 年 3 月 20 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正

豊岡市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)及び豊岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき交付される政務活動費の使途に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(政務活動費の使途)

第 1 交付のあった政務活動費で支出することができない経費は、次のとおりとする。

(1) 交際費的な経費

(餞別、慶弔、寸志、お祝い、お見舞い、慶弔電報、名刺印刷代、賛助金等)

(2) 政党本来の活動に属する経費

(党費、党大会参加費用、党機関紙の購読料及び党機関紙の印刷製本費等)

(3) 選挙活動に伴う経費

(4) 議員の個人的な経費

(5) 人件費及び備品購入費

(6) 会派の親睦に要する経費

(7) 飲食(茶菓除く)に要する経費

(8) 海外視察に要する経費

(9) その他政務活動に必要と認められない経費

第 2 条例第 5 条の政務活動費使途基準により支出することができる経費のうち、旅費及び図書購入については、次により支出するものとする。

①調査研究費等に伴う旅費については、「職員の旅費に関する条例」の規定を準用し、その額は市長相当額を限度とする。

②図書の購入に当っては、1冊が1万円を超えないものに限るものとする。

③購入した図書は、会派において保管・管理する。

第 3 議員個人に属する広報紙(会報紙)及び政党の機関紙に類するものに係る経費は、支出できないものとする。

第 4 政務活動費の支出が年度末に集中しないよう、計画的な調査研究活動に努めること。

第 5 政務活動費は所属議員に分配することはできない。

(保存、支払手続及び公開)

第6 政務活動費の経理については、次に定めるところとする。

- ①政務活動費の支出の決定は、代表者が行うものとする。
- ②経理責任者は、政務活動費を支出する際、支払伝票に記入のうえ、支出証拠書類を添付し、5年間保存するものとする。
- ③議長は、収支報告書の提出を受けた際、併せて支出伝票、預金口座等の提出を求めることができる。
- ④政務活動費の支出に当っては、領収書を徴し、収支報告書に添えて議長に提出すること。
ただし、旅費については、豊岡市の旅費規程に準じて、旅費内訳書をもって領収書に代えることができることとする。
なお、航空機利用の場合は、その領収書を添付することとする。
- ⑤経理責任者は、政務活動費の出納を行う預金口座及び金銭出納簿を備えること。
- ⑥調査研究費を執行しようとするときは、会派の代表者は派遣者の氏名、調査都市名、調査期間、調査項目等について、先進地調査派遣届(様式第1号)を議長に届け出ること。
- ⑦前号の調査研究を行った議員は、速やかに先進地調査報告書を作成し、議長に報告すること。
- ⑧研修費を執行しようとするときは、会派の代表者は研修日程、研修内容等について、研修派遣届(様式第2号)を議長に届け出ること。
- ⑨前号の研修を行った議員は、速やかに研修報告書を作成し、議長に報告すること。
- ⑩要請・陳情活動費を執行しようとするときは、会派の代表者は要請・陳情日程、内容等について、要請・陳情活動派遣届(様式第3号)を議長に届け出ること。
- ⑪前号の要請・陳情活動を行った議員は、速やかに要請・陳情活動報告書を作成し、議長に報告すること。
- ⑫別表「政務活動費使途基準の一覧」に基づき使途範囲を遵守し、収支報告書の提出の際、必要な書類を添付すること。
なお、前号に記載される提出書類に関わらず、議長が必要と認める書類についても提出すること。
- ⑬豊岡市情報公開条例(平成17年条例第7号)に基づき公開する公文書は、議長に提出した文書及び議長を経由して市長に提出した文書とする。

(残余金の返還)

第7 残余金は、収支報告書の提出と同時にその返還手続を行うこととする。

(申請書類等)

第8 申請書等の書類は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)議長を経て市長に提出する書類
 - ①会派結成(解散)届
 - ②政務活動費交付(変更)申請書
 - ③政務活動費交付請求書
- (2)議長に提出する書類
 - ①政務活動費収支報告書
 - ②会派異動届
 - ③先進地調査派遣届
 - ④研修派遣届
 - ⑤要請・陳情活動派遣届
 - ⑥調査報告書
 - ⑦研修報告書
 - ⑧要請・陳情活動報告書
- (3)会派で保管する書類及び、収支報告書に添付する書類
 - ①領収書等の証拠書類
 - ②政務活動費の交付の成果に関する書類
 - ③預金口座(通帳)
 - ④旅費内訳書
 - ⑤政務活動費収入・支出伝票
 - ⑥金銭出納簿
- (4)会派で保管する書類
 - ①領収書等の証拠書類の写し
 - ②政務活動費の交付の成果に関する書類の写し
 - ③預金口座(通帳)の写し
 - ④旅費内訳書の写し
 - ⑤政務活動費収入・支出伝票の写し
 - ⑥金銭出納簿の写し

(その他)

第9 政務活動費の額の見直しを検討するときは、第3者の意見を聴取するなどの措置を講じること。

第10 政務活動費の使途について疑義が生じたときは、その都度幹事長会において協議し、議会運営委員会において決定する。

政務活動費使途基準の一覧

| 項 目 | 内 容 | 提出書類及び執行上の留意点 |
|----------|--|---|
| 調査研究費 | 会派が調査研究活動のために必要な先進地調査や現地調査及び調査委託に要する経費 (会場費、交通費、宿泊費、バス等借上料、土産代、調査委託費等) | 事前の調査内容等の提出 事後の調査報告書の提出 旅費内訳書の提出 ※土産代は1箇所につき3,000円程度 |
| 研 修 費 | 会派が研修会を開催するために必要な経費、または会派が他の団体等の開催する研修会へ参加するために要する経費 (報償費、会場費、交通費、宿泊費、参加費、文書通信費、バス等借上料、茶菓子代等) | 事前の研修内容等の提出 事後の研修報告書の提出 旅費内訳書の提出 ※茶菓子代は社会通念上の範囲内 |
| 広 報 費 | 会派が行なう活動、市政について住民に報告するために要する経費 (印刷費、文書通信費、会場費等) | ※個人・政党との明確な区分 ※選挙活動との明確な区分 |
| 広 聴 費 | 会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等) | ※個人・政党との明確な区分 ※選挙活動との明確な区分 ※茶菓子代は社会通念上の範囲内 |
| 要請・陳情活動費 | 会派が要請・陳情活動を行なうために必要な経費 (交通費、宿泊費、バス等借上料等) | 要請・陳情活動の報告書の提出 旅費内訳書の提出 |
| 会 議 費 | 会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換等各種会議への会派としての参加に要する経費 (会場費、交通費、印刷費、茶菓子代等) | 旅費内訳書の提出 ※茶菓子代は社会通念上の範囲内 |
| 資料作成費 | 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷費、事務機器リース代) | 作成資料の提出 |
| 資料購入費 | 会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等) | 書籍(資料)購入リストの提出 1冊10,000円未満とする。 |
| 人 件 費 | 会派が行う調査研究その他の会派の活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当等) | 給与明細及び給与支払報告書の写しの提出 |
| 事 務 所 費 | 会派が行う調査研究その他の会派の活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃貸料、事務機器リース代) | 不動産業者との契約書及び賃貸料等領収書の写しの提出 ※議員の自宅及び親族の不動産は事務所として認められない。 |

様式第1号 (第6-⑥関係)

先進地調査派遣届

年 月 日

豊岡市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名

次のとおり、先進地調査活動のため所属議員を派遣しますので、届け出ます。

記

| | |
|-------------|-------------|
| 派遣先都市名 | |
| 派遣期間 | |
| 調査目的 | |
| 派遣議員 | |
| | |
| | |
| | |
| 支出する政務活動費の額 | (内訳は別紙のとおり) |
| 派遣の行程 | 別紙「行程表」のとおり |

研 修 派 遣 届

年 月 日

豊岡市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名

次のとおり、研修活動のため所属議員を派遣しますので、届け出ます。

記

| | |
|-----------------|-------------|
| 研 修 名 | |
| 研 修 日 程 | |
| 研 修 内 容 | |
| 派 遣 議 員 | |
| | |
| | |
| | |
| 支出する政務 活動費の額 | (内訳は別紙のとおり) |
| 派 遣 の 行 程 | 別紙「行程表」のとおり |

要請・陳情活動派遣届

年 月 日

豊岡市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名

次のとおり、要請・陳情活動のため所属議員を派遣しますので、届け出ます。

記

| | |
|-----------------|-------------|
| 派遣日時 | |
| 派遣場所 | |
| 要請・陳情先及び 件名 | |
| | |
| | |
| 派遣議員 | |
| | |
| | |
| | |
| 支出する政務 活動費の額 | (内訳は別紙のとおり) |
| 派遣の行程 | 別紙「行程表」のとおり |